

広 報 資 料
令和 8 年 2 月 12 日
市民生活部文化・スポーツ振興室
TEL 0773-24-3031
市 長 公 室 職 員 課
TEL 0773-24-7034

福知山市法令遵守審査会からの意見について

福知山市における法令遵守の推進等に関する条例に基づく公益目的通報があった件について、福知山市法令遵守審査会（以下「審査会」という。）からの意見（令和7年6月26日付け）を踏まえ、是正措置について調査及び検討を行い、下記のとおり対応します。

※公益目的通報とは、「職員等が、市政運営上において、法令違反、人の生命、身体、財産若しくは生活環境に重大な損害を与える行為(不作為を含む。)その他の不当な行為が生じ、又はまさに生じようとしていると思料するときに、不正防止のために福知山市法令遵守審査会に対して行う内部通報」をいう。

記

1 通報の概要

- 福知山マラソンや年度末の人事異動に伴う事務机の配置換え等、市の職員の従事する時間が労働時間として扱われていないことにつき、是正を求めるもの。
- (1) 每年開催される福知山マラソンにおいて、多くの市職員が「ボランティア」としてスタッフに従事しており、代休や超過勤務手当の対象外とされている。
 - (2) 年度末における人事異動に伴う事務机の配置換えにおいて、業務終了後に行われるが、超過勤務手当が支払われていない。
 - (3) その他にも多くの事例があると思われる。

2 審査会からの意見（概要）

(1) 福知山マラソンについて

福知山マラソンは、市が主体となって実施する主要な事業として円滑な実施が求められており、市の職員は、各部の係員として実際の運営を主体的に担い、ボランティアスタッフの取りまとめや指示・調整を行うなど、市の事業を成就する上で重要な役割を果たしている。さらに、実行委員会の委員長が市の内部組織である各部・室・課長に対し、必要な動員数を設定した上で市職員の派遣を依頼している実態を踏まえれば、当該従事は市の任命権者による業務の指示に基づくものと解するのが相当であり、他の市民等によるボランティア参加とは性質を異にする業務に該当する。

(2) 人事異動に伴う事務机の配置換えについて

年度末に行われる人事異動に伴う事務机の配置換えは、その性質上、翌年度から従事することとなる事務を円滑に行うために実施されるものであり、事務の実施に際して必要不可欠な準備行為であると評価するのが相当である。

(3) 是正措置について

のことから、市においては、職員の従事時間を正確に把握した上で適切な是正措置を講ずるとともに、職員を動員する際には、業務命令の必要性を精査し、休祝日や所定労働時間外に従事させる場合には、休日振替や割増賃金の支払いなどによる対応についても検討することが望ましい。

また、本件通報の対象となった事業への対応にとどまらず、市において、職員の動員を依頼する他の事業についても、職員の動員の必要性を検討するとともに、依頼が必要な場合には、ボランティア等の名目の如何を問わず、職員の従事する時間が法令上の労働時間に該当するかを精査した上で、適切な措置を講ずることが望ましい。

3 本市の対応方針について

(1) 福知山マラソンについて

これまで福知山マラソンは、福知山市主催の地域振興イベントとして、市職員を中心に、多くの市民や関係団体の理解と協力のもと実施してきた。大会の運営にあたっては、全ての従事者をボランティアとして位置付けてきたところである。このことから、市職員の従事についても、他のボランティアとの公平性の観点から、医療従事者等の専門職を除きボランティア扱いしてきた。

審査会の意見を踏まえ、令和7年度の福知山マラソン大会における市職員の従事を業務として明確に位置付けた上で運用するとともに、消滅時効期間を考慮して過去3年間の従事者について、手当等を支給するものとする。

区分	超過勤務手当		管理職員特別勤務手当	
年度	件数(延べ)	金額(円)	件数(延べ)	金額(円)
令和4年度	145 件	3,041,905 円	92 件	500,000 円
令和5年度	182 件	3,674,451 円	96 件	516,000 円
令和6年度	176 件	3,908,526 円	100 件	556,000 円
計	503 件	10,624,882 円	288 件	1,572,000 円

区分	会計年度任用職員報酬（超過勤務手当相当分）	
年度	件数(延べ)	金額(円)
令和4年度	7 件	82,230 円
令和5年度	9 件	123,066 円
令和6年度	9 件	126,135 円
計	25 件	331,431 円

（2）人事異動に伴う事務机の配置換え等について

人事異動に伴う事務机の配置換え等に従事した時間については、従来から業務として取り扱ってきたところであり、その取扱いを明確にするため、令和6年度において、職員に対し、業務として取り扱う旨を改めて通知したところである。

審査会の意見を踏まえ、職員の従事時間を把握するための調査を行い、消滅時効期間を考慮して過去3年間の従事者について、手当等を支給するものとする。

区分	超過勤務手当		会計年度任用職員報酬（超過勤務手当相当分）	
年度	件数(延べ)	金額(円)	件数(延べ)	金額(円)
令和4年度	92件	444,413円	16件	54,581円
令和5年度	118件	709,212円	12件	46,197円
令和6年度	22件	109,524円	4件	7,384円
計	232件	1,263,149円	32件	108,162円

（3）その他

審査会の意見を踏まえ、改めて市で確認を行い、勤務時間外の緊急対応等のための電話対応当番については、特殊な勤務として手当の支給に向けた対応を進めていく。併せて、所属長に対して労働時間や服務の管理についての労務管理研修を実施していくこととする。